

福島県社会福祉大会会長表彰要綱

(趣旨)

第1 民生委員・児童委員、社会福祉施設又は社会福祉団体の役職員であってその功績顕著なもの、社会福祉に協力した功績顕著な者及び社会福祉活動が優秀な団体に対し、福島県社会福祉大会会長(以下「大会会長」という。)がこれを表彰し、又は感謝の意を表しようとするときは、この要綱の定めるところによる。

(表彰、感謝の方法)

第2 この要綱による表彰又は感謝は、毎年福島県社会福祉大会(以下「福祉大会」という。)の席上で行うものとする。

(在職期間の算定と通算方法)

第3 表彰又は感謝に該当する候補者の在職又は活動期間の算定期間は、当該年度の4月1日現在で算定する。ただし、民生委員・児童委員に関しては、同委員の改選年度に限り11月30日で算定することができる。

- 2 在職期間の通算は、表彰要綱に定める表彰又は感謝の資格区分毎の範囲とする。
- 3 非常勤の職員の場合は、次の算定方式によるものとする。

非常勤の職員の1月又は1週間の勤務日数

在職期間 = 在職年数 ×

常勤の職員の1月又は1週間の勤務日数

(表彰該当の資格)

第4 表彰は、次の各号のいずれかに該当する現職にあるもののうちから行う。

- (1) 社会福祉の向上のため貢献し、他の模範となる者であって、以下の 又は のいずれかの要件を満たすものとする。

社会福祉施設又は社会福祉団体の役職員として、20年以上在職し年齢が70歳以上の者

里親として受託期間が20年以上の者又は5人以上の里子受託を行った者

- (2) 民生委員・児童委員として、その在職期間が15年以上で功績顕著な者。ただし、在職期間が15年に満たない者であっても、特に功績が顕著であると認められる者については、この限りでない。

- (3) 社会福祉施設又は社会福祉団体の役職員(役員は理事又は監事とする。)として、その在職期間が15年以上で功績顕著な者。ただし、在職期間が15年に満たない者であっても、特に功績が顕著であると認められる者については、この限りでない。

- (4) 社会福祉活動が優秀であり、他の模範と認められる団体

2 前項の定めにかかわらず次の各号のいずれかに該当するものは、表彰から除くものと

する。

- (1) 社会福祉事業関係で藍綬褒章又は黄綬褒章を受けた者
- (2) 民生委員・児童委員又は社会福祉事業功労者として厚生労働大臣、福島県知事、全国社会福祉協議会長(以下「全社協会長」という。)中央共同募金会長(以下「中央共募会長」という。)大会会長及び福島県社会福祉協議会長(以下「県社協会長」という。)の表彰を受けた者

(感謝該当の資格)

第5 感謝は、次の各号のいずれかに該当するもののうちから行う。

- (1) 社会福祉活動に積極的に協力した個人又は団体。ただし、個人にあつては、次の要件を満たす常勤公務員以外の現職の者とする。
 - 各種相談員、訪問介護員(ホームヘルパーとしての業務を含む)にあつては在職期間が8年以上
 - 福祉委員にあつては在職期間が15年以上
 - (2) 共同募金、社会福祉施設又は社会福祉団体に多額の寄付をした個人又は団体
 - 個人の場合は、金品50万円以上。ただし、3年間継続し、その合計額が50万円以上となる場合も含むものとする。
 - 団体の場合は、金品100万円以上。ただし、3年間継続し、その合計額が100万円以上となる場合も含むものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、厚生労働大臣、福島県知事、全社協会長、中央共募会長、大会会長及び県社協会長の表彰又は感謝を受けたものはこれを除くものとする。ただし、前項第2号に該当する場合にあつては、この限りでない。
 - 3 第1項第2号の寄付金額の合計額の算定にあつては、福祉大会を実施する当該年の5月31日までに寄付のあったものとする。ただし、当該受賞歴がある場合は、受賞した翌年度から起算するものとする。

(候補者の推薦手続き)

第6 表彰又は感謝に該当する候補者の推薦は、候補者の所属する組織及び団体の長が大会会長宛に行うものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、大会会長は独自に候補者を推薦することができる。
- 3 推薦は別紙様式により、大会会長宛に行うものとする。

(審査委員会)

第7 大会会長は、表彰又は感謝の候補者を選定する等のため、委員若干名をもって構成する表彰審査委員会を置くものとする。

- 2 表彰審査委員会委員の任期は1年とする。
- 3 表彰審査委員会は、下記事項について審議し、会長に答申するものとする。
 - (1) 表彰又は感謝の候補者の選定に関すること。
 - (2) 本要綱の改廃に関すること。
 - (3) その他表彰又は感謝に関する重要事項

(決定)

第8 大会会長は、表彰審査委員会の答申に基づき、表彰又は感謝受賞者を決定する。

2 大会会長は、受賞者を決定した時は、速やかに推薦者に通知するものとする。

(細則)

第9 本要綱に定めるもののほか、表彰等に関し必要な事項は、大会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年8月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月23日から施行し、平成21年の福祉大会から適用する。